

# 気軽(に)ゼ(ミ)ナ(一)ル

## 民法(債権関係)改正(2)

### 「保証人の保護—公証人による保証意思確認—」

袋井公証役場 公証人  
名取 治二

住所：袋井市新屋1-2-1 袋井商工会議所2階  
電話番号：0538-42-8412

#### 1 はじめに

前回のセミナーでは、民法(債権関係)が2020年4月1日から改正されるとして、その概要を説明しました。今回は、約200項目と多岐にわたる改正項目の中から、注目度ナンバーワンといわれている「保証人の保護」について、公証人に係わる部分を中心に説明します。

#### 2 どのような改正か

「保証人の保護」とタイトルにあるように、改正の内容は保証人の保護に尽きますが、例えば、「人との付き合いの中で、取引先の社長から事業の資金繰りで金融機関からお金を借りるために、連帯保証人になってくれと頼まれた」ということもそう珍しいことではないと思います。

付き合いで連帯保証人になったとしても、債務者(実際にお金を借りた人)が借金を返済しないと、連帯保証人はその借金の返済を全額肩代わりしなければなりません。社長の会社の財務状況を知らずに引き受け、この会社の返済が行き詰まると、多額の負担を背負う可能性があります。過去には、返済ができず、連帯保証人に迷惑をかけられないとして自殺した債務者もいました。

こうした悲劇を避けるためには、もともと事業用の資金繰りにこの保証を原則禁止すればいいとの考えもあります。現に、行政面では、金融庁から金融機関の融資のあり方として、なるべく保証に頼らないようにとの指針も出ているとのことです。

しかし、他方で、これに対して、お金を借りる側である中小企業側からは、資金調達に支障が生ずるとの反対意

見が表明されています。ですので、完全に保証を禁止することは困難であることを前提に、法改正が議論されました。その結果、改正法では連帯保証人になるために、新たに次の条件が加えられました。

#### ①公証人による公正証書の作成(保証意思宣明公正証書)

連帯保証人になろうという人は(保証契約成立時に)、事前に公証人に会って意思の確認を受けることが義務づけられました。公証人が内容を確認し、連帯保証人が署名して公証人が公正証書を作成するものです。このことが適用されるためには、お金を借りる内容が事業のための債務であることが必要です。

#### ②営業者保証の除外

ただし、上記の公正証書作成義務は、経営者については除かれます。なぜなら、自分が経営する会社の債務について経営者自身が責任を負わなくてよいとなると、放漫な経営をしかねず、営業者保証は認めるべきだとされているからです。

#### ③保証委託時の情報提供義務

また、債務者が連帯保証人となることを依頼する際には、債務者に情報提供義務を課して、保証を頼まれた人が正しい判断ができるようにするルールも導入されました。保証人がリスクの予測を立てたうえで、保証契約を締結するかどうかを判断できるようにするため、個人に対して保証を委託するときに、債務者は、その財産及び収支の状況等の情報を提供しなければならないこととされました。